

新型コロナウイルス感染予防対策を行う中小企業の皆様へ

(美幌町新型コロナウイルス対策中小企業者感染予防支援事業補助金のお知らせ)

コロナ感染が拡大し未だ収束が見通せない状況にあることから、経済活動を継続しながらも美幌町からコロナ感染者を発生させない取り組みを官民一体となって実施するため、事業者が行う感染予防対策に必要な経費の一部を支援する補助制度を創設しました。

1. 支給対象者

次の(1)から(3)に該当する中小企業者(個人、法人)。

(1) 対象事業者

美幌町内に独立した店舗又は事務所(接客スペースのある)を有していること。

(2) 感染予防対策

北海道スタイル「7つプラス1の習慣化」に取り組むこと。

(3) その他

- ① 個人事業者は令和2年の収入のうち、事業に伴う収入が130万円を超えていること。
(新型コロナの影響で130万円を下回っている場合は、令和1年の事業収入が130万円超のこと。)
- ② 現に事業活動を実施しており、引き続き事業継続すること。
- ③ 国、道、町、その他団体等から同じ目的で補助金等を受けている場合はその額を除きます。
- ④ 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団に関係していないこと。

2. 補助対象経費

次の①~③全てに該当するものが補助対象になります。

(消費税は補助対象外です。)

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染予防に効果がある対策。
- ② 町内業者で購入又は施工したもの。
- ③ 令和3年4月1日から令和3年9月30日までに購入、施工・完了したもの。

マスク、消毒液、消毒噴霧器などの**消耗品**
空気清浄機、加湿器、パーテーション、ロールスクリーンなどの**備品**
換気扇の設置などリフォームやハイブリット・光触媒コーティングなど**対策費**が対象に!

3. 補助金の額

補助対象経費の**3分の2**を補助します。(1,000円未満は切捨てになります。)

補助金額は**2万円**から**最大20万円**です。ただし、**消耗品については10万円を限度**とします。

4. 留意事項

- ① 複数の事業展開、店舗等を有していても1個人(又は1法人)**1回の申請**とします。
- ② 店舗とは、商品やサービスを提供する場所で社会通念上「店」といわれているものとし、商店、理美容店、飲食店の外、整体、学習塾等とし、屋外に看板を掲げている店舗とします。
- ③ 事務所とは、建設業、製造業、運輸業など業種は問わず、事務を行う施設とし、かつ接客スペースがあり、屋外に看板を掲げている事務所とします。
- ④ 店舗、事務所の確認は写真で行いますが、必要に応じて現地確認をする場合があります。
- ⑤ 新型コロナ予防への効果はメーカー(製品)のカタログ等で十分に確認してください。
- ⑥ 効果の確認のため、カタログ等の提出を求める場合があります。なお、効果が認められない場合は、補助金は該当しません。

お問い合わせ・提出先 **美幌商工会議所**

☎0152-73-5251 〒092-0004 美幌町仲町1丁目

5. 申請方法

申請は、美幌商工会議所が申請書類の事前審査・内容確認を行いますので、会議所会員以外の事業者も商工会議所に提出してください。

商工会議所への提出は新型コロナ感染対策のため、原則郵送とします。

記載方法、添付書類等で確認したいことがありましたら、お電話でご確認ください。

なお、申請者が直接役場に提出することは、認めておりません。

申請の流れは次のとおりです。

【手順1：申請書の準備】

申請書は商工会議所に備え付けております。

また、美幌町ホームページ又は会議所ホームページでダウンロードすることもできます。

【手順2：必要書類の準備】

●個人事業者の場合●

① 令和2年分の確定申告書類（令和1年の事業収入を基準とした場合はその申告書類）

青色申告の場合：申告書第一表、所得税青色申告決算書

白色申告の場合：申告書第一表、収支内訳書

●法人の場合●

① 直前の事業年度の確定申告書別表一、法人事業概況説明書

●共通●

② 店舗又は事業所名がわかる看板を含めた外観及び店舗内の内観写真、事務所の場合は接客スペースを含む内観写真

③ 購入した物品や施工（施工の前後、施工中）の確認できる写真及び領収書の写し

④ 支援金を振り込む口座の通帳（事業者名義の口座に限る）

【手順3：提出】

申請書は『記入例』を確認しながら記入してください。

申請書の記入を終えたら、①申請書、②必要書類のコピーを美幌商工会議所に郵送してください。

通帳は必ず1, 2ページ目の口座名義がカタカナ表記されているページをコピーしてください。

なお、提出された申請書類は商工会議所から役場に提出され、役場で申請書類の再確認等を経て、交付・不交付の決定がされます。

6. 申請期日等

申請は**令和3年9月30日まで**（当日消印有効）とします。

申請書受理後、速やかに交付・不交付の決定を行い、交付決定した場合には決定から10営業日以内に補助金をご指定の口座にお振り込みいたします。

□ ■ □ ■ □ 主な Q&A □ ■ □ ■ □

～ 新北海道スタイル ～

Q1 新北海道スタイルとはなんですか。

A1 新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「新北海道スタイル」です。

Q2 新北海道スタイルを実践しないと支援金は受けられないのですか。

A2 新北海道スタイルの 1 から 7 については、皆さんが取り組めることですので実践してください。 プラス 1 の北海道コロナ通知システムの導入はインターネット接続の PC があれば簡単にできます。可能な限り来店者、来客者の安心のため実施してください。

～ 対象者 ～

Q3 確定申告書類に税務署の収受印が押印されていません。

A3 申告期限内に税務署に提出したものであれば収受印がなくても構いません。

Q4 未だ確定申告をしていませんが、申請できますか。

A4 申し訳ございません。確定申告をしていないと受付できません。

Q5 【個人事業者】令和 2 年 6 月に開業し事業収入が 130 万円未満でしたが、対象になりませんか。

A5 対象になる場合がありますので、開業後 1 年が経過していない個人事業者については、個別にご相談ください。

Q6 【個人事業者】美幌町に住民登録していませんが、町内でお店をしています。対象になりますか。

A6 はい。対象になります。

Q7 複数の事業所や部門があるが、切り分けて申請できますか。

A7 支援金は、法人又は個人事業者単位としているため同一法人(個人)で複数申請は出来ません。なお、別法人、別事業者であっても同一の施設を複数で使用している場合は、主に施設を管理している事業者の申請とします。

Q8 一つの建物に複数の事業者が入っています。それぞれで申請できますか。

A8 1 者のみとし、主として建物を管理している事業者の申請とします。ただし、テナントのように使用区画が明確に区分され、それぞれに接客スペースがあり、それぞれでコロナ感染予防対策を講じている場合は、各事業者で申請できます。

Q9 町外で飲食店を営んでおり、町内には事務所があります。対象になりますか。

A9 独立した事務所であって、来客者のため感染予防対策を実施しているのであれば対象になります。

Q10 住宅兼事務所（又は店舗）としていますが、申請できますか。

A10 住宅兼用の場合であっても入口（玄関）が分かれば申請できます。また、入口が一つであっても、生活スペースを通ることなく、事務所又は店舗に入ることが出来れば申請できます。

～ 対象経費 ～

Q11 消耗品と備品はどう区分するのでしょうか。

A11 消耗品は概ね 1 万円未満又は耐用年数が 3 年未満の商品とします。

Q12 マスクや消毒液等買いだめしてもいいですか。

A12 半年程度で使い切る範囲は対象といたしますが、それ以上の過度な買い置きは対象外といたします。

Q13 例示されているもの以外は補助対象外ですか。

A13 例示したものは一例です。例示しているものであっても皆さんがしっかりその効果を確認し、必要な対策を講じてください。

Q14 効果が認められないものとは具体的にどのような場合ですか。

A14 製品メーカーや大学、各研究機関でウイルスに対する効果が検証されていないものは対象外になりますので、カタログ等十分にご確認ください。

Q15 美幌町内で取扱いがない商品や町内業者では施工できない場合であっても町外業者では対象外ですか。

A15 申し訳ございません。いかなる場合であっても本事業は町内業者から購入又は施工したものとしております。

本事業の目的は、感染予防対策を推進する目的と町内経済の活性化の目的がありますので、町内のみとしております。